# 議会改革検討委員会日程(第10回)

平成28年10月17日(月) 午後1時30分 601会議室

- 1 検討課題の協議
  - (1) 特別委員会の設置
  - (2) 委員会資料の事前配布の検討
  - (3) 委員会への資料提出のあり方

2 その他

税財政要望関係報告等について(平成27年度)

月	本会議		<u>について(平成27年度)</u> 総務委員会	税財政要望関係報告等		当局側の動き
4月				AND AND THE PART HAND THE PART		原局局長会議、財政担当局長会議等で提案項目を選定
5月		05/25 (月)	所管理事者の紹介及び事業概要の説明 所管事務の調査(報告) 平成27年度委員会視察について			
6月	第2回定例会		所管理事者の紹介及び事業概要の説明 所管事務の調査(報告) 平成27年度委員会視察について 所管理事者の紹介及び事業概要の説明	「平成28年度国の予算編成に対する要請」について		窓口・財政担当局長会議にて提案(案)が決定
		06/05 (金) 06/10 (水)	所管理事者の紹介及び事業概要の説明 所管事務の調査 (報告) 提案説明			
		06/18 (木)				
		06/26 (金) 06/29 (月)	議案の審査 請願の審査 議案の審査			
月		07/16 (木)	閉会中の継続審査及び調査の申し出 所管事務の調査(報告)		J= - 1	市長及び議長の確認の後、提案が確定
8月		07/30 (木) 08/27 (木)	<mark>所管事務の調査(報告)</mark> 提案説明	指定都市「平成28年度国の施策及び予算に関する提案」	についく	
		08/28 (金)	所管事務の調査(報告) 提案説明			
		08/30 (目)	陳情の審査 所管事務の調査(報告) 防災訓練			
月		00/30 (H/	カング が正元			
	第3回定例会		議案の審査 陳情の審査 所管事務の調査(報告)			
		10/08 (木)	議案の審査 請願・陳情の審査 所管事務の調査(報告)	大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望	! (平成28年度) について	個別要望事項取りまとめ (各党共通、党派別)
		10/09 (金) 10/13 (火)	議案の審査 陳情の審査 議案の審査			
		10/13 (火)	陳情の審査 閉会中の継続審査及び調査の申し出			<ul><li>↓ 10/28 (水) 税財政委員長会議事前レク (委員長)</li></ul>
1月		11/05 (木)	所管事務の調査(視察)	11/02(月) 税財政関係特別委員長会議(委員長出席)		
		11/06 (金) 11/12 (木)	所管事務の調査 (報告) 所管事務の調査 (報告)			
		11/13 (金) 11/19 (木)	所管事務の調査(報告) 陳情の審査			党派別要望行動事前レク
			所管事務の調査 (報告)	「平成28年度県の予算編成に対する要望」について		3000000 A 111300 A 11
		11/24 (火)	提案説明 陳情の審査		党派別要望行動	
		11/25 (水)	提案説明		(各会派代表出席)	•
		11/26 (木)	請願の審査 所管事務の調査(報告) 議案の審査			,
12月	第4回定例会	10/00 (-14)	議案の審査 所管事務の調査 (報告)	·		
		12/10 (木)	議案の審査 閉会中の継続審査及び調査の申し出			
月		01/21 (木) 01/28 (木)	所管事務の調査(報告) 請願の審査			
2月		02/05 (金) 02/08 (月)	所管事務の調査(報告) 所管事務の調査(視察) 所管事務の調査(報告)			
		02/10 (水)	提案説明 所管事務の調査(報告)			
		02/12 (金)	提案説明 陳情の審査 所管事務の調査(報告)			
		02/25 (木)	追加議案の提案説明			
3月	第1回定例会		議案の審査 議案の審査 所管事務の調査 (報告)			
			所官事務の調査 (報告) 請願の審査 閉会中の継続審査及び調査の申し出			

## 特別委員会の設置について

#### 川崎市議会委員会条例

(特別委員会の設置)

- 第5条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。
- 2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。
- 3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在 任する。

### 議会運営の手引き

193 子・決算審査特別委員会を除く、他の特別委員会の設置については、委員会の<u>名称、目的、構成、調査期間等</u>を議会運営委員会で協議する。

#### 1 名称

目的に応じて決定

#### 2 目的

複数の常任委員会の所管にまたがる案件 成により集中的に審査する必要がある案件 目的が達せられない場合に設置

- ⇒ 特別委員会に付議された案件は、常任委員会では審査ができなくなる。
- ⇒ 請願・陳情、議案の取扱いの整理

#### 川崎市議会会議規則

#### (議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第36条 会議に付する事件は、(略)、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。<u>ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付</u>託することができる。

#### (請願の委員会付託)

- 第92条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会 運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に 付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、<u>議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会</u> に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。

#### 3 構成

- (1) 委員定数
- (2) 会派の割当て(無所属議員について)
- (3) 正副委員長の選出方法等
  - ※ 常任委員会の委員・正副委員長は、会派の所属議員数の構成比により 割当てが決定されている。

#### 4 調査期間(設置期間)

特別委員会は、会期不継続の原則により、会期の終了により消滅するが、 閉会中の継続審査の議決があれば、次の定例会まで審査を行うことができる。 なお、<u>あらかじめ「審査が終了まで」と議決した場合は、審査が終了する</u> まで存在することが可能

⇒(その他の消滅時由)議員の任期満了等